

(2) 食品衛生法における食品、添加物等の規格基準(抜粋)

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限度量一覧表
かんしょ(令和7年6月30日時点)

品目名	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値(ppm) (適用期限)
BHC	0.2	ドジン	0.2
γ -BHC	1	トリアジメノール	0.1
DBEDC	0.5	トリアジメホン	0.1
DCIP	0.02	トリアレート	0.1
DDT	0.2	トリクロピル	0.03
EPN	0.05	トリクロルホン	0.50
EPTC	0.04	トリデモルフ	0.05
アイオキシニル	0.1	トリフルミゾール	0.03
アセタミプロド	0.2	トリフルムロン	0.02
アゾキシストロビン	1	トリフルラリン	0.05
アトラジン	0.1	トリプロキシストロビン	0.04
アバメクチン	0.01	ナプロパミド	0.1
アフィドピロベン	0.01	ナレド(再掲/ジクロルボス及びナレド)	0.1
アメクトラジン	0.05	二塩化エチレン	0.01
アラクロール	0.02	二臭化エチレン	0.01
アラニカルブ	0.5	ノニルフェノールスルホン酸	5
アルドリン及びディルドリン	0.1	ノバルロン	0.05
イマザキン	0.05	パラコート	0.05
イマザリル	0.02	パラチオン	0.3
イマゼタビルアンモニウム塩	0.05	パラチオンメチル	0.1
イミシアホス	0.01	ビアラホス	0.004
イミダクロプロピド	0.4	ビオレスメトリン	0.1
インドキサカルブ	0.05	ビキサフェン	0.01
エチオン	0.1	ピジフルメトフェン	0.1
エテホン	0.05	ビテルタノール	0.05
エトキサゾール	0.05	ビフェナゼート	0.05
エトフェンプロックス	0.01	ビフェントリン	0.05
エトプロホス	0.05	ピペロニルブトキシド	0.5
エトリジアゾール	0.5	ヒメキサゾール	0.5
エマメクチン安息香酸塩	0.1	ピメトロジン	0.02
エンドスルファン	0.5	ピラクロストロビン	0.04
エンドリン	0.01	ピラクロホス	0.05
オキサジキシリ	1	ピラゾリネート	0.02
オキサチアピプロリン	0.04	ピラフルフェンエチル	0.01
オキサミル	0.10	ピリダベン	0.05
オキシデメンメチル	0.02	ピリダリル	0.05
オメタエート	1	ピリフルキナゾン	0.05
オルトフェニルフェノール	10	ピリミカーブ	0.50
カズサホス	0.02	ピリミホスマチル	0.05
カルタップ, チオシクラム及びベンスルタップ	0.05	ピリメタニル	0.05
カルバリル	0.02	ピレトリン	1
カルフェントラゾンエチル	0.1	ピロキサスルホン	0.01
カルベンダジム, チオファネート, チオファネートメチル及びベノミル	0.6	ピンドン	0.001
キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	0.05	フィプロニル	0.01
キザロホップPテフリル(再掲/キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル)	0.05	フェニトロチオン	0.03
キナルホス	0.05	フェノキサプロップエチル	0.1
キントゼン	0.02	フェノキシカルブ	0.05
グリホサート	0.2	フェンアミドン	0.02
グルホンネート	0.1	フェンスルホチオン	0.05
クレトイジム	1	フェンチオン	0.1
クロジナホッププロパルギル	0.02	フェンチン	0.05

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
クロチアニジン	0.2		フェントエート	0.02	
クロピドール	0.2		フェンバレレート	0.05	
クロマゾン	0.05		フェンプロピモルフ	0.05	
クロマフェノジド	0.05		ブタミホス	0.01	
クロラントラニリプロール	0.05		フルアジナム	0.03	
クロルタールジメチル	3		フルアジホップブチル	0.05	
クロルデン	0.02		フルエンスルホン	4	
クロルピリホス	0.1		フルオピコリド	0.02	
クロルピリホスマチル	0.05		フルオピラム	0.2	
クロルピクリン	0.01		フルオメツロン	0.02	
クロルフェナピル	0.05		フルキサピロキサド	0.03	
4-クロルフェノキシ酢酸	0.02		フルキサメタミド	0.01	
クロルフェンビンホス	0.05		フルシリネート	0.05	
クロルフルアズロン	0.05		フルスルファミド	0.05	
クロロタロニル	0.2		フルピラジフロン	0.05	
酸化フェンブタスズ	0.05		フルフェノクスロン	0.02	
ジアフェンチウロン	0.02		フルベンジアミド	0.05	
シアノ化水素	1		フルミオキサジン	0.02	
シアントラニリプロール	0.2		フルロキシピル	0.05	
ジウロン	0.05		プロチオホス	0.05	
シクロキシジム	0.05		プロディファコウム	0.001	
ジクロフルアニド	5		プロフェノホス	0.01	
ジクロメジン	0.02		プロフラニリド	0.04	
ジクロラン	5		プロポキスル	0.5	
ジクロルボス及びナレド	0.1		プロモプロピレート	0.05	
1,3-ジクロロプロペン	0.01		ヘキサクロロベンゼン	0.01	
ジクワット	0.01		ヘキシチアゾクス	0.2	
ジコホール	3		ベナラキシル	0.05	
ジスルホトン	0.5		ベノミル(再掲/カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル)	0.6	
ジチオカルバメート	0.1		ペルメトリノ	0.02	
ジノテフラン	0.1		ペンコナゾール	0.05	
シハロトリン	0.05		ベンスルタップ(再掲/カルタップ,チオシクラム及びベンスルタップ)	0.05	
ジフェニルアミン	0.05		ベンゾビンジフルピル	0.02	
ジフェンゾコート	0.05		ベンチオピラド	0.06	
シフルトリン	0.05		ベンディメタリン	0.05	
ジフルフェンゾピル	0.05		ホキシム	0.02	
シフルメトフェン	0.01		ボスカリド	2	
シプロコナゾール	0.01		ホスチアゼート	0.01	
シペルメトリノ	0.05		ホスマット	10	
ジメチピン	0.04		ホセチル	40	
ジメテナミド	0.01		ホレート	0.3	
ジメトエート	1		マラチオン	0.5	
臭素	60		マレイン酸ヒドラジド	10	
シラフルオフェン	0.1		マンジプロパミド	0.01	
スピネトラム	0.1		ミクロブタニル	0.06	
スピノサド	0.02		ミルベメクチン	0.05	
スピロテトラマト	0.6		メソミル(再掲/チオジカルブ及びメソミル)	0.5	
スピロメシフェン	0.02		メタフルミジン	0.1	
スルフェントラゾン	0.05		メタム(再掲/ダゾメット,メタム及びメチルイソチオシアネート)	0.02	
スルホキサフル	0.05		メチオカルブ	0.05	
セトキシジム	4		メチダチオン	0.02	
ダイアジノン	0.03		メチルイソチオシアネート(再掲/ダゾメット,メタム及びメチルイソチオシアネート)	0.02	
ダゾメット,メタム及びメチルイソチオシアネート	0.02		メキシクロール	0.01	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
チアベンダゾール	0.05		メキシフェノジド	0.05	
チアメキサム	0.3		メトコナゾール	0.04	
チオジカルブ及びメソミル	0.5		メトラクロール	0.1	
チオシクラム(再掲/カルタップ,チオシクラム及びベンスルタップ)	0.05		メトリブジン	0.5	
チオファネート(再掲/カルベンドジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル)	0.6		メフェントリフルコナゾール	0.04	
チオファネートメチル(再掲/カルベンドジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノ)	0.6		リニュロン	0.1	
ディルドリン(再掲/アルドリン及びディルドリン)	0.1		リン化水素	0.01	
テクナゼン	0.05		ルフェヌロン	0.02	
テブフェノジド	0.05		レスメトリン	0.1	
テフルトリン	0.1		レナシル	0.3	
テフルベンズロン	0.05		レピメクチン	0.01	
デメシン-S-メチル	0.4		ワルファリン	0.001	
テルブホス	0.005				

ばれいしょ(令和7年6月30日時点)

BHC	0.2		トリクロビル	0.03	
γ -BHC	1		トリクロルホン	0.50	
DBEDC	0.5		トリデモルフ	0.05	
DDT	0.2		トリフルムロン	0.02	
EPTC	0.3		トリフルラリン	0.2	
アイオキシニル	0.1		トリフルキシストロビン	0.04	
アセタミプロド	0.3		トルクロホスメチル	0.3	
アセフェート	0.5		トルフェンピラド	0.05	
アゾキシストロビン	7		鉛	1.0	
アトラジン	0.06		ナレド(再掲/ジクロルボス及びナレド)	0.1	
アバメクチン	0.01		二塩化エチレン	0.01	
アフードピロペン	0.01		二臭化エチレン	0.01	
アミスルブロム	0.05		ニテンピラム	0.2	
アメトクトラジン	0.05		ノニルフェノールスルホン酸	5	
アラクロール	0.01		ノバルロン	0.05	
アラニカルブ	0.5		パラコート	0.05	
アルドリン及びディルドリン	0.1		パラチオン	N.D.	
イソフェンホス	0.10		パラチオンメチル	0.1	
イプロジオン	0.08		バリダマイシン	0.2	
イマザキン	0.05		ビアラホス	0.004	
イマザリル	5.0		ビオレスメトリン	0.1	
イマゼタピルアンモニウム塩	0.05		ビキサafen	0.01	
イミシアホス	0.1		ビジフルメトフェン	0.1	
イミダクロプロド	0.4		ヒ素	1.0	
イミノクタジン	0.02		ビテルタノール	0.05	
インドキサカルブ	0.2		ビフェナゼート	0.05	
インピルフルキサム	0.05		ビフェノックス	0.05	
エタボキサム	0.05		ビフェントリン	0.05	
エテホン	0.05		ビペロニルブトキシド	0.5	
エトフェンプロックス	0.05		ヒメキサゾール	0.5	
エトプロホス	0.05		ピメトロジン	0.05	
エトリジアゾール	0.5		ピラクロストロビン	0.02	
エマメクチン安息香酸塩	0.1		ピラクロホス	0.05	
エンドスルファン	0.3		ピラゾリネート	0.02	
エンドリン	N.D.		ピラフルフェンエチル	0.01	
オキサジキシル	1		ピリダリル	0.05	
オキサチアピプロリン	0.05		ピリフルキナゾン	0.05	
オキサミル	0.10		ピリミカーブ	0.05	
オキシテトラサイクリン	0.2		ピリミホスメチル	0.05	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
オキシデメンメチル	0.02		ピリメタニル	0.05	
オキシン銅	0.1		ピレトリン	1	
オキソリニック酸	0.3		ピロキサスルホン	0.01	
オメタエート	2		ビンクロゾリン	0.1	
カスガマイシン	0.2		ピンドン	0.001	
カズサホス	0.02		ファモキサドン	0.05	
カルタップ,チオシクラム及び ベンスルタップ	0.1		フィプロニル	0.02	
カルバジル	0.02		フェニトロチオン	0.03	0.05 (2026.02.09)
カルフェントラゾンエチル	0.1		フェノキサプロップエチル	0.1	
カルベンダジム,チオファネー ト,チオファネートメチル及び ベノミル	0.6		フェノキシカルブ	0.05	
キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル	0.1		フェンアミドン	0.02	
キザロホップPテフリル(再掲/ キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル)	0.1		フェンスルホチオン	0.1	
キナルホス	0.05		フェンチオン	0.05	
キャプタン	0.05		フェンチン	0.1	
キントゼン	0.1		フェントエート	0.02	
グリホサート	0.2		フェンバレート	0.05	
グルホシネット	0.1		フェンピロキシメート	0.05	
クレトイジム	1		フェンプロピモルフ	0.05	
クロジナホッププロパルギル	0.02		ブタミホス	0.2	
クロチアニジン	0.3		フラメトビル	0.01	
クロピドール	0.2		フルアジナム	0.1	
クロマゾン	0.05		フルアジホッププチル	0.7	
クロラントラニリプロール	0.02		フルエンスルホン	0.8	
クロルタールジメチル	3		フルオキサストロビン	0.01	
クロルデン	0.02		フルオピコリド	0.05	
クロルピリホス	0.02		フルオピラム	0.2	
クロルピリホスマチル	0.05		フルオメツロン	0.02	
クロルピクリン	0.01		フルキサピロキサド	0.07	
4-クロルフェノキシン酢酸	0.02		フルジオキソニル	6	
クロルフェンビンホス	0.1		フルシリネート	0.05	
クロルプロファム	30		フルスルファミド	0.05	
クロロタロニル	0.2		フルトラニル	0.2	
酸化フェンブタスズ	0.05		フルバリネート	0.01	
シアゾファミド	0.05		フルピラジフロン	0.05	
シアナジン	0.02		フルフェナセット	0.1	
ジアフェンチウロン	0.02		フルベンジニアミド	0.05	
シアソ化水素	1		フルミオキサジン	0.05	
シアントラニリプロール	0.2		フルロキシビル	0.05	
2,6-ジイソプロピルナフタレン	0.5		プロシミドン	0.2	
ジウロン	0.05		プロスルホカルブ	0.05	
ジカンバ	0.05		プロチオコナヅール	0.02	
シクロキシジム	2		プロチオホス	0.02	
ジクロフルアニド	0.10		プロディファコウム	0.001	
ジクロメジン	0.02		フロニカミド	0.3	
ジクロラン	0.3		プロパモカルブ	0.3	
ジクロルボス及びナレド	0.1		プロパルギット	0.03	
2,4-ジクロロフェノキシン酢酸	0.4		プロフェノホス	0.02	
1,3-ジクロロプロペン	0.01		プロフランリド	0.04	
ジクワット	0.1		プロポキスル	0.5	
ジコホール	3		プロモプロピレート	0.05	
ジスルホトン	0.5		ヘキサクロロベンゼン	0.01	
ジチオカルバメート	0.2		ベナラキシル	0.02	
ジノテフラン	0.2		ベノキサコール	0.01	
シハロトリン	0.04		ベノミル(再掲/カルベンダジ ム,チオファネート,チオファ ネートメチル及びベノミル)	0.6	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	0.05		ペルメトリン	0.05	
ジフェニルアミン	0.05		ペンコナゾール	0.05	
ジフェノコナゾール	4		ペンシクロン	0.05	
ジフェンゾコート	0.05		ベンスルタップ(再掲/カルタップ,チオシクラム及びベンスルタップ)	0.1	
シフルトリン	0.05		ベンジビンジフルビル	0.02	
ジフルフェンゾピル	0.05		ベンダイオカルブ	0.05	
シプロコナゾール	0.01		ベンタゾン	0.1	
シペルメトリン	0.02		ベンチアバリカルブイソプロピル	0.01	
ジベレリン	0.05		ベンチオピラド	0.06	
ジメチピン	0.05		ベンディメタリン	0.05	
1,4-ジメチルナフタレン	15		ベンフルフェン	0.05	
ジメテナミド	0.01		ホキシム	0.05	
ジメトエート	1.0		ホサロン	0.05	
ジメトモルフ	0.1		ボスカリド	2	
シモキサニル	0.2		ホスチアゼート	0.05	
臭素	60		ホスマット	0.05	
シロマジン	0.8		ホセチル	35	
ストレプトマイシン(再掲/ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン)	0.05		ホルペット	0.1	
スピネトラム	0.1		ホレート	0.2	
スピノサド	0.02		マラチオン	0.5	
スピロテトラマト	1		マレイン酸ヒドラジド	50	
スピロメシフェン	0.02		マンジプロパミド	0.1	
スルフェントラゾン	0.2		ミクロブタニル	0.06	
スルホキサフル	0.05		メソミル(再掲/チオジカルブ及びメソミル)	0.3	
セダキサン	0.02		メタフルミジン	0.02	
セトキシジム	4		メタベンズチアズロン	0.1	
ゾキサミド	0.02		メタミドホス	0.1	
ダイアジノン	0.02		メタム(再掲/ダゾメット,メタム及びメチルイソチオシアネート)	0.09	0.2 (2026.04.22)
ダゾメット,メタム及びメチルイソチオシアネート	0.09	0.2 (2026.04.22)	メタラキシル及びメフェノキサム	0.3	
チアクロブリド	0.02		メチオカルブ	0.05	
チアベンダゾール	10		メチダチオン	0.02	
チアメキサム	0.3		メチルイソチオシアネート(再掲/ダゾメット,メタム及びメチルイソチオシアネート)	0.09	0.2 (2026.04.22)
チオジカルブ及びメソミル	0.3		1-メチルシクロプロパン	0.01	
チオシクラム(再掲/カルタップ,チオシクラム及びベンスルタップ)	0.1		メキシクロール	0.01	
チオファネート(再掲/カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル)	0.6		メコナゾール	0.04	
チオファネートメチル(再掲/カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノ)	0.6		メプロムロン	0.01	
チオベンカルブ	0.02		メトラクロール	0.2	
チフルザミド	0.01		メトリブジン	0.6	
ディルドリン(再掲/アルドリン及びディルドリン)	0.1		メフェノキサム(再掲/メタラキシル及びメフェノキサム)	0.3	
テクナゼン	0.05		メフェントリフルコナゾール	0.04	
テブコナゾール	0.1		メプロニル	0.02	
テフルトリン	0.1		リニュロン	0.1	
デメトン-S-メチル	0.4		リムスルフロン	0.1	
デルタメトリン及びトラロメトリ	0.02		リン化水素	0.02	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
テルブホス	0.005		ルフェヌロン	0.02	
トラロメトリン(再掲/デルタメトリ ン及びトラロメトリン)	0.02		レスメトリン	0.1	
トリアジメノール	0.1		レナシル	0.3	
トリアジメホン	0.1		ワルファリン	0.001	

食品において不検出とされる農薬等一覧表(令和7年6月30日時点)

2,4,5-T	ダミノジッド
イプロニダゾール	ニタルゾン
オラキンドックス	ニトロフラゾン
カプタホール	ニトロフロントイン
カルバドックス	ニフルスチレン酸ナトリウム
クマホス	フラゾリドン
クロラムフェニコール	フランタドン
クロルスロン	プロファム
クロルプロマジン	マラカイトグリーン
ゲンチアナバイオレット	メトロニダゾール
ジエチルスチルベストロール	ロキサルゾン
ジメトリダゾール	ロニダゾール

○食品、添加物等の規格基準【昭和34年厚生省告示第370号】（抄）

第1 食品

B 食品一般の製造、加工及び調理基準

1 食品を製造し、又は加工する場合は、食品に放射線（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第5号に規定するものをいう。以下第1 食品の部において同じ。）を照射してはならない。ただし、食品の製造工程又は加工工程において、その製造工程又は加工工程の管理のために照射する場合であつて、食品の吸収線量が0.10グレイ以下のとき及びD 各条の項において特別の定めをする場合は、この限りでない。

2～8 [略]

D 各条

○ 穀類、豆類及び野菜

4 野菜の加工基準

発芽防止の目的で、ばれいしょに放射線を照射する場合は、次の方法によらなければならない。

- (1) 使用する放射線の線源及び種類は、コバルト60のガンマ線とすること。
- (2) ばれいしょの吸収線量が150グレイを超えてはならないこと。
- (3) 照射加工を行ったばれいしょに対しては、再度照射してはならないこと。